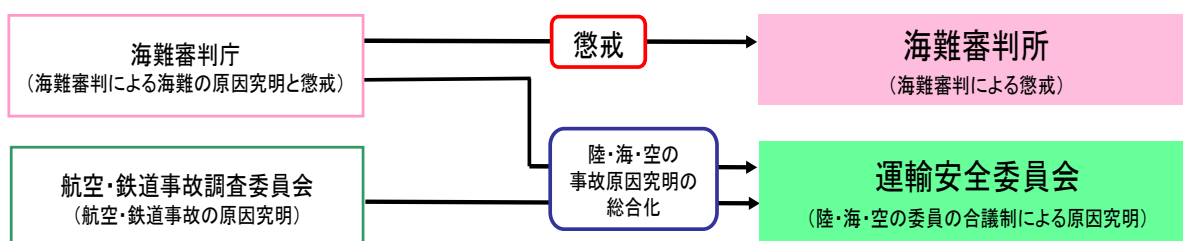


## 海難審判所の発足

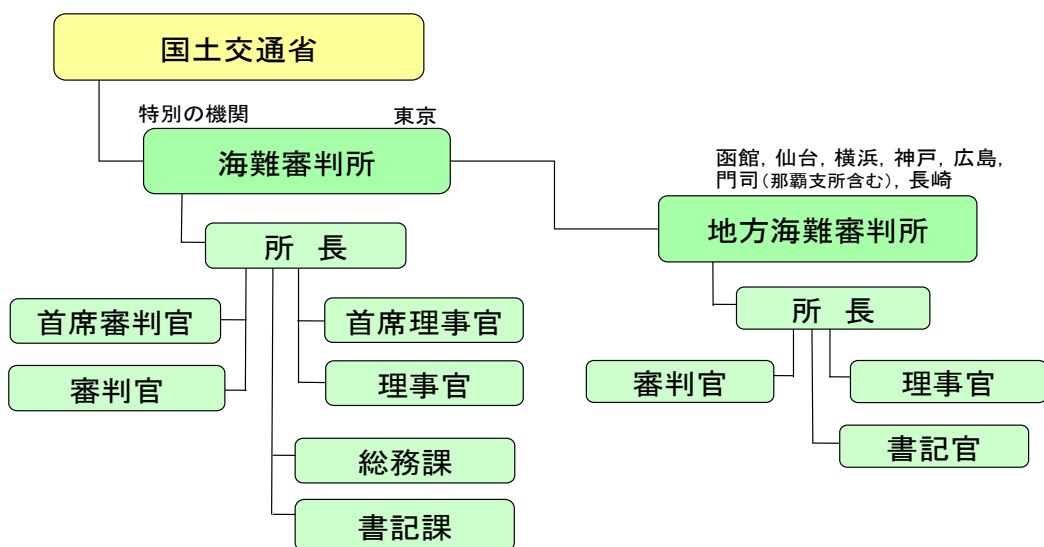
我が国では、昭和 23 年の海難審判法施行以来、海難については海難審判庁が原因究明と懲戒を行ってききましたが、国際海事機関（IMO）において、船舶交通の安全の向上のため、原因究明と船員に対する責任追及を分離し、再発防止に向けた原因究明機能を強化する SOLAS 条約改正案が採択され、平成 22 年 1 月に発効する予定です。

今般、海難審判庁は、平成 20 年 10 月に組織改編をし、海難審判による船員に対する責任追及を「海難審判所」が行い、航空、鉄道、船舶の事故等の原因究明調査を航空・鉄道事故調査委員会と合併した「運輸安全委員会」が行うこととなりました。



海難審判所は、国土交通省の特別の機関として設置され、その組織は、審判官 25 人及び理事官 23 人と、42 人の職員から構成され、東京に海難審判所、全国 8 箇所の函館、仙台、横浜、神戸、広島、北九州（門司区）、長崎に地方海難審判所と那覇に支所が設けられております。

組織図



今般の組織改編に伴い、海難審判制度を二審制から一審制に改め、東京の「海難審判所」においては※「重大な海難」を、「地方海難審判所」においてはそれ以外の海難を取り扱うこととなり、「海難審判所」では 3 人の審判官、「地方海難審判所」では通常 1 人の審判官で海難審判を行うこととなりました。

※「重大な海難」（海難審判法施行規則第5条）

- 1 旅客のうちに、死亡者若しくは行方不明者又は2人以上の重傷者が発生したもの
- 2 5人以上の死亡者又は行方不明者が発生したもの
- 3 火災又は爆発により運航不能となったもの
- 4 油等の流出により環境に重大な影響を及ぼしたもの
- 5 次に掲げる船舶が全損となったもの
  - イ 人の運送をする事業の用に供する13人以上の旅客定員を有する船舶
  - ロ 物の運送をする事業の用に供する総トン数300トン以上の船舶
  - ハ 総トン数100トン以上の漁船
- 6 前各号に掲げるもののほか、特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

管轄区域図

海難審判所  
(重大な海難)

函館地方  
海難審判所

仙台地方  
海難審判所

横浜地方  
海難審判所

神戸地方  
海難審判所

広島地方  
海難審判所

門司地方  
海難審判所

長崎地方  
海難審判所

門司地方  
海難審判所  
那覇支部

